

第8期

定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

東京都千代田区丸の内
一丁目4番1号
三井住友信託銀行本店ビル
5階 会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役15名選任の件

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

証券コード：8309

株主の皆さまへ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第8期定時株主総会を2019年6月27日（木曜日）
に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたし
ます。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役執行役社長 大久保 哲夫

目 次

第8期定時株主総会招集ご通知	2
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役15名選任の件	7
(添付書類)	
第8期事業報告	28
連結計算書類	60
計算書類	65
監査報告書	68
株主総会会場案内図	

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記」につきましては、法令及び当社定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.smth.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.smth.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(証券コード 8309)
2019年6月5日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役執行役社長 大久保 哲夫

第8期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に記載のとおり書面または電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜わり、2019年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	2019年6月27日（木曜日） 午前10時
場	所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行本店ビル 5階会議室
目 的 事 項	報告事項	1. 第8期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役15名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月27日(木曜日)
午前10時

書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

行使期限

2019年6月26日(水曜日)
午後5時到着

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2019年6月26日(水曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。インターネット等により複数回数、またはパソコン、スマートフォン又は携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

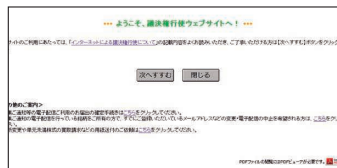
行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時まで



パソコンをご利用の方

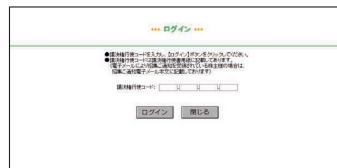
1 議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使

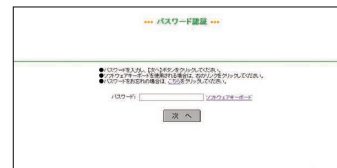
<https://www.web54.net>
[次へすむ] をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従つて
賛否をご入力ください。

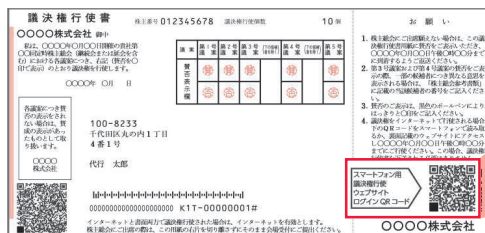


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、連結配当性向30%程度を目処とする配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本効率性改善効果を踏まえた自己株式取得等の実施により、中期的に、総還元性向を40%程度に段階的に引き上げ、還元の強化を目指す方針を掲げております。当期（2018年度）の期末配当につきましては、この配当方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

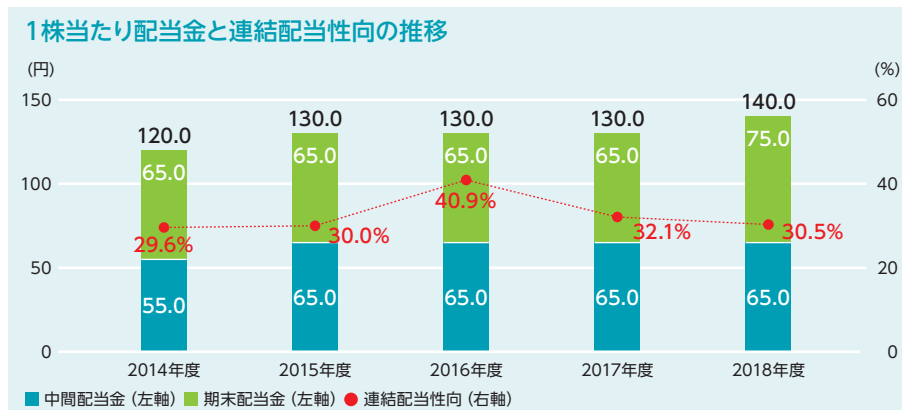
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき75円00銭 総額 28,394,768,850円

なお、2018年12月にお支払いいたしました中間配当金（1株につき65円00銭）を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき140円00銭となり、これは前期（2017年度）にくらべ、1株につき10円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日



※ 当社は、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。
上記のグラフは、2014年度の期首に株式併合が行われたと仮定し、配当金の推移を表記しています。

(ご参考①)

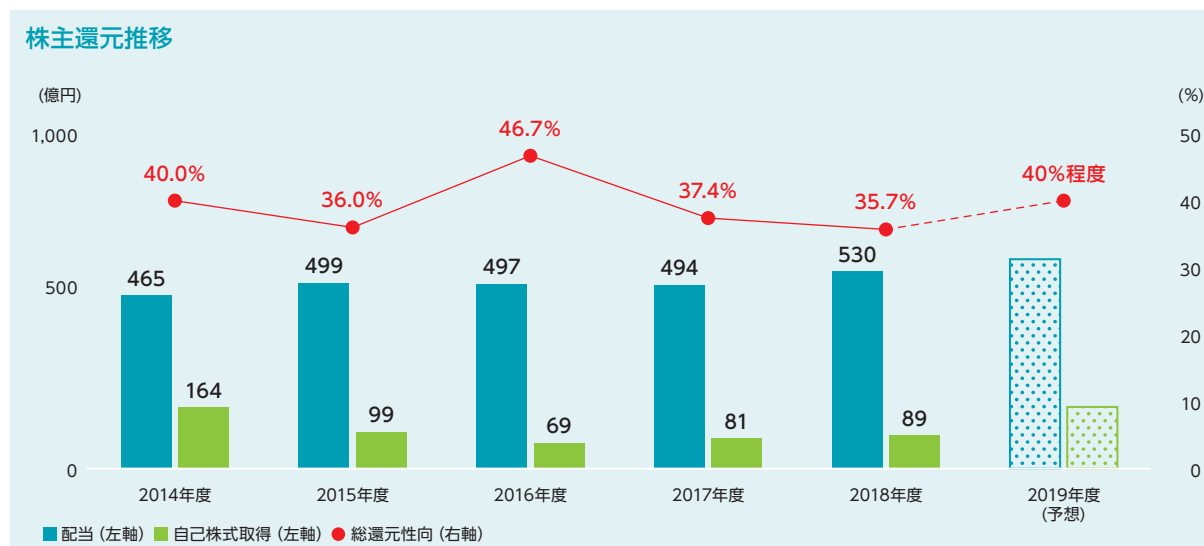
株主還元

還元の更なる強化に向けて、2019年度には総還元性向40%程度への引き上げを目指しており、2019年5月15日に自己株式取得の実施*を決定するとともに、2019年度の普通株式配当を1株につき10円増配の150円と予想しております。

※取得する株式の種類：普通株式、取得する株式の総数（上限）：5,000,000株、

取得価額の総額（上限）：160億円、取得期間：2019年5月16日～同年8月30日

なお、同年8月30日以前であっても、取得する株式の総数もしくは取得価額の総額の上限に到達次第、取得を終了いたします。



(注) 2019年度（予想）の総還元性向は、親会社株主純利益1,800億円、1株あたり普通株式配当150円00銭、自己株式取得160億円を前提としています。

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役15名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、社外取締役7名を含む取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

社外取締役候補者7名全員は、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しております。「独立役員に係る独立性判断基準」については26頁～27頁をご参照ください。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位・担当
1	再 任	おお く ぼ てつ お 大久保哲夫	取締役執行役社長（代表執行役） 指名委員、報酬委員
2	再 任	あら うみ じ ろう 荒海 次郎	取締役執行役専務（代表執行役） 運用企画部、総務部、取締役会室担当
3	新 任	にし だ ゆたか 西田 豊	執行役専務 リスク委員、利益相反管理委員 リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、 フィデューシャリー・デューティー推進部、受託監理部担当
4	再 任	はし もと まさる 橋本 勝	取締役執行役 指名委員、報酬委員
5	再 任 非執行	きた むらくに た ろう 北村邦太郎	取締役
6	再 任 非執行	つね かげ ひとし 常陰 均	取締役
7	新 任 非執行	しゅ どう くに ゆき 首藤 邦之	執行役員 経営企画部（海外業務統括室・米州統括室）担当
8	新 任 非執行	た なか こう じ 田中 浩二	—

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位・担当	専 門 性		
				企業経営	財務会計	法律
9	社外(独立役員) 再 任	すず き たけし 鈴木 武	取締役 指名委員、報酬委員、リスク委員 利益相反管理委員	●	●	—
10	社外(独立役員) 再 任	あら き みき お 荒木 幹夫	取締役 指名委員、報酬委員、リスク委員 (委員長)	●	●	—
11	社外(独立役員) 再 任	まつ した いさ お 松下 功夫	取締役 (取締役会議長) 指名委員、報酬委員 (委員長)	●	●	—
12	社外(独立役員) 再 任	さい とう しん いち 齋藤 進一	取締役 指名委員、監査委員 (委員長)	●	●	—
13	社外(独立役員) 再 任	よし だ たか し 吉田 高志	取締役 監査委員	—	●	—
14	社外(独立役員) 再 任	かわ もと ひろ こ 河本 宏子	取締役 監査委員	●	—	—
15	社外(独立役員) 新 任	あ そう みつ ひろ 麻生 光洋	—	—	—	●

当社では「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、取締役会の構成、取締役候補者に求める資質等の考え方等について規定しており、指名委員会は、これに基づき取締役候補者を選定しております。その概要は次のとおりであります。

●取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、グループの経営管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営しております。

●取締役候補者に求める資質

当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

- ①信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者
- ②銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者

また、上記に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしています。

- ①当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者
- ②当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者
- ③社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者

(ご参考②) 本株主総会後の就任予定

取締役候補者15名は、本株主総会において選任された後、以下のとおり就任する予定です。

(◎：委員長、○：委員)

氏 名	地位	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会	利益相反 管理委員会※
大久保 哲 夫	取締役執行役社長 (代表執行役)	○	○			
荒 海 次 郎	取締役執行役専務 (代表執行役)					
西 田 豊	取締役執行役専務 (代表執行役)				○	○
橋 本 勝	取締役執行役	○	○			
北 村 邦太郎	取締役					
常 陰 均	取締役					
首 藤 邦 之	取締役			○		
田 中 浩 二	取締役			○		
鈴 木 武	取締役 (社外)	○	○		○	○
荒 木 幹 夫	取締役 (社外)	○	○		◎	
松 下 功 夫	取締役 (社外) (取締役会議長)	◎	○			
齋 藤 進 一	取締役 (社外)	○		◎		
吉 田 高 志	取締役 (社外)			○		
河 本 宏 子	取締役 (社外)	○	◎			
麻 生 光 洋	取締役 (社外)			○		

※利益相反管理委員会の委員長には、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役である神田秀樹氏が就任する予定です。

候補者番号

1

おお く ぼ てつ お
大久保 哲 夫

取締役在任期間：8年3ヶ月

再任



生年月日

1956年4月6日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

指名委員会出席状況

100% (18回/18回)

報酬委員会出席状況

100% (11回/11回)

略歴

1980年4月 住友信託銀行株式会社 入社
2006年6月 同社執行役員業務部長
2007年6月 同社執行役員本店支配人
2007年6月 同社執行役員
2008年1月 同社常務執行役員
2008年6月 同社取締役兼常務執行役員
2011年4月 当社取締役常務執行役員
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役常務執行役員

2013年4月 同社取締役専務執行役員
2013年4月 当社取締役専務執行役員
2016年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役副社長
2016年4月 当社取締役副社長
2017年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役（現職）
2017年4月 当社取締役社長
2017年6月 当社取締役執行役社長（現職）

当社における地位及び担当

取締役執行役社長（代表執行役）
指名委員、報酬委員

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役

所有する当社株式の数

普通株式17,258株

候補者としての理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017年4月に取締役社長、2017年6月に取締役執行役社長に就任しています。併せて、三井住友信託銀行株式会社においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、ホールセール事業（現 法人トータルソリューション事業）統括役員等複数の事業経営の経験を有し、2016年4月から1年間、取締役副社長、2017年4月から取締役を務めております。これまで培った会社経営、事業経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を牽引する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上への更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

あら うみ じ ろう
荒 海 次 郎

取締役在任期間：2年

再任

**生年月日**

1960年5月24日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

略歴

1984年4月 三井信託銀行株式会社 入社
2011年7月 中央三井アセット信託銀行株式会社
執行役員受託企画部長
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社
常務執行役員年金企画部長
2014年4月 同社常務執行役員

2014年4月 当社常務執行役員
2015年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役常務執行役員
2017年4月 同社取締役専務執行役員（現職）
2017年4月 当社専務執行役員
2017年6月 当社取締役執行役専務（現職）

当社における地位及び担当

取締役執行役専務（代表執行役）
運用企画部、総務部、取締役会室担当

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員

所有する当社株式の数

普通株式11,800株

候補者とした理由

同氏は、2017年4月より専務執行役員、2017年6月より取締役執行役専務として運用企画部を統括するとともに、三井住友信託銀行株式会社の取締役専務執行役員として受託事業及び運用事業の管掌役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

にし
西 田

ゆたか
豊

新任



生年月日

1959年8月7日生

略歴

1984年4月 住友信託銀行株式会社 入社
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員
欧州地区支配人兼ロンドン支店長
2013年2月 同社執行役員
2013年2月 当社執行役員
2015年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役
常務執行役員

2015年4月 当社常務執行役員
2017年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役専務執行役員（現職）
2017年4月 当社専務執行役員
2017年6月 当社執行役専務（現職）

当社における地位及び担当

執行役専務

リスク委員、利益相反管理委員

リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、
フィデューシャリー・デューティー推進部、
受託監理部担当

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員

所有する当社株式の数

普通株式3,798株

候補者とした理由

同氏は、三井住友信託銀行株式会社の欧州地区支配人、ロンドン支店長等を歴任し、2017年4月より専務執行役員としてリスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部等の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

はし
橋

もと
本

まさる
勝

取締役在任期間：2年

再任



生年月日
1957年4月2日生

取締役会出席状況
100% (15回/15回)
指名委員会出席状況
100% (18回/18回)
報酬委員会出席状況
100% (11回/11回)

略歴	
1980年4月	三井信託銀行株式会社 入社
2007年10月	当社執行役員経営企画部長
2010年7月	当社常務執行役員経営企画部長
2011年2月	当社常務執行役員経営企画部長兼財務企画部長 兼 中央三井信託銀行株式会社 常務執行役員財務企画部長
2011年3月	当社常務執行役員 退任
2011年4月	中央三井信託銀行株式会社常務執行役員総合資金部長
2012年4月	三井住友信託銀行株式会社 常務執行役員
2013年4月	同社取締役常務執行役員
2013年4月	当社常務執行役員
2013年6月	当社取締役常務執行役員
2015年4月	三井住友信託銀行株式会社 取締役専務執行役員
2015年4月	当社取締役専務執行役員
2015年6月	当社専務執行役員
2016年10月	三井住友信託銀行株式会社 取締役副社長
2016年10月	当社副社長執行役員
2017年4月	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長（現職）
2017年4月	当社執行役員
2017年6月	当社取締役執行役（現職）

当社における地位及び担当

取締役執行役
指名委員、報酬委員

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役社長

所有する当社株式の数

普通株式11,700株

候補者とした理由

同氏は、当社の経営管理部門の統括役員等を歴任し、2016年10月から2017年3月まで副社長執行役員、2017年6月から取締役執行役を務め、当グループ経営全般の補佐を担ってまいりました。また、三井住友信託銀行株式会社においては、2017年4月より取締役社長に就任し同社の経営全般を担っております。当社においても、今後もグループの経営全般を統括する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

きた むら くに た ろう
北 村 邦 太 郎

取締役在任期間：9年

再 任

非執行



生年月日

1952年5月9日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

略歴

1977年4月 三井信託銀行株式会社 入社
2003年7月 中央三井信託銀行株式会社
執行役員融資企画部長
2006年5月 同社常務執行役員
融資企画部長
2007年10月 同社常務執行役員
2009年7月 同社専務執行役員
2010年6月 同社専務執行役員 退任

2010年6月 当社取締役副社長
2011年4月 中央三井信託銀行株式会社
取締役副社長
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役会長（現職）
2012年4月 当社取締役社長
2017年4月 当社取締役（現職）
2017年6月 富士フィルムホールディングス株
式会社社外取締役（現職）

当社における地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役会長
富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役
アサガミ株式会社社外取締役（2019年6月就任
予定）

所有する当社株式の数

普通株式17,953株

候補者とした理由

同氏は、2012年4月以降5年間、当社の取締役社長を務め、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

つね
常かげ
陰ひとし
均

取締役在任期間：8年3ヶ月

再任

非執行

**生年月日**

1954年8月6日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

略歴

1977年4月 住友信託銀行株式会社 入社
2004年6月 同社執行役員企画部長
2005年6月 同社執行役員本店支配人
2005年6月 同社取締役兼常務執行役員
2008年1月 同社取締役社長
2011年4月 同社取締役会長兼取締役社長

2011年4月 当社取締役会長
2012年4月 三井住友信託銀行株式会社
取締役社長
2017年4月 同社取締役
2017年6月 同社取締役会長（現職）
2017年6月 当社取締役（現職）

当社における地位及び担当

取締役

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社取締役会長
南海電気鉄道株式会社社外取締役（2019年6月
就任予定）

所有する当社株式の数

普通株式15,595株

候補者とした理由

同氏は、2011年4月以降当社の取締役会長を務めるとともに、2017年3月まで三井住友信託銀行株式会社の取締役社長、2017年6月以降は取締役会長を務める等、信託銀行グループの経営全般に亘る豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた更なる貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

7

しゅ どう く に ゆ き
首 藤 邦 之

新任

非執行



生年月日

1960年7月30日生

略歴

1984年4月 住友信託銀行株式会社 入社
2014年4月 三井住友信託銀行株式会社
執行役員米州地区支配人兼ニュー
ヨーク支店長
2018年4月 同社常務執行役員
(2019年6月退任予定)
2018年10月 当社執行役員(現職)

当社における地位及び担当

執行役員
経営企画部(海外業務統括室・米州統括室)担当

所有する当社株式の数

普通株式3,998株

候補者とした理由

同氏は、これまで受託事業や海外部門の部長職、米州地区支配人、ニューヨーク支店長等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、当社執行役員を務め、海外業務統括室・米州統括室の担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。

候補者番号

8

た な か こう じ
田 中 浩 二

新任

非執行



生年月日

1963年5月18日生

略歴

1986年4月 三井信託銀行株式会社 入社
2014年4月 三井住友信託銀行株式会社
執行役員横浜駅西口支店長
2017年4月 同社常務執行役員
2018年8月 同社取締役常務執行役員
(2019年6月退任予定)

当社における地位及び担当

—

所有する当社株式の数

普通株式2,800株

候補者とした理由

同氏は、これまで不動産事業の部長職や国内支店の支店長職等を歴任した後、三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員を務め、内部監査部の統括役員を担う等、信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識・経験を有しております。これまで培った経験を基に、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えており、経営の健全性及び透明性の向上への貢献を期待し、取締役候補者としております。



生年月日

1947年11月18日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

指名委員会出席状況

100% (18回/18回)

報酬委員会出席状況

100% (11回/11回)

略歴

1970年4月 トヨタ自動車販売株式会社
(現 トヨタ自動車株式会社) 入社
2000年6月 同社取締役
2003年6月 同社常務役員
2004年6月 同社専務取締役経理・財務本部本部長
2005年6月 同社専務取締役経理・財務本部本部長
兼 情報システム本部本部長
2006年1月 同社専務取締役経理本部本部長
2006年6月 同社専務取締役経理本部本部長
兼 事業開発本部本部長
(～2008年6月退任)

2008年6月 トヨタファイナンシャルサービス
株式会社代表取締役社長
(～2011年6月退任)
2011年6月 あいおいニッセイ同和損害保険
株式会社代表取締役会長
(～2015年6月退任)
2013年6月 株式会社アイチコーポレーション
社外取締役 (2019年6月退任予
定)
2015年6月 当社取締役 (現職)

当社における地位及び担当

取締役

指名委員、報酬委員、リスク委員、
利益相反管理委員

重要な兼職の状況

—

所有する当社株式の数

普通株式0株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2015年6月まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めていましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

候補者番号

10

あら き みき お
荒 木 幹 夫

社外取締役在任期間：4年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1948年3月23日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

指名委員会出席状況

100% (18回/18回)

報酬委員会出席状況

100% (11回/11回)

略歴

1971年7月 日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行
2002年6月 日本政策投資銀行理事
2006年10月 同行副総裁
2008年10月 株式会社日本政策投資銀行
代表取締役副社長
2011年6月 同行顧問（～2012年6月退任）
2012年6月 一般財団法人日本経済研究所
理事長（～2018年8月退任）

2012年6月 近畿日本鉄道株式会社（現 近鉄グループホールディングス株式会社）
社外取締役（2019年6月退任予定）
2013年6月 日本貨物鉄道株式会社社外監査役
（現職）
2015年6月 当社取締役（現職）
2018年8月 株式会社日本経済研究所
取締役会長（現職）

当社における地位及び担当

取締役

指名委員、報酬委員、リスク委員（委員長）

重要な兼職の状況

株式会社日本経済研究所取締役会長
日本貨物鉄道株式会社社外監査役

所有する当社株式の数

普通株式0株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年8月まで一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めていましたが、同法人と当社及び当グループ会社との取引はなく、また現在、株式会社日本経済研究所の取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営及び政策金融等に関する幅広い経験と、株式会社日本経済研究所の取締役会長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。



生年月日

1947年4月3日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

指名委員会出席状況

100% (18回/18回)

報酬委員会出席状況

100% (11回/11回)

略歴

1970年4月 日本鉱業株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）入社
 2002年9月 新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役 財務グループ財務担当
 2003年6月 同社常務取締役
 2004年6月 株式会社ジャパンエナジー（現 J X T G エネルギー株式会社）取締役常務執行役員
 2005年4月 同社取締役専務執行役員
 2006年6月 同社代表取締役社長
 2006年6月 新日鉱ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）
 2010年4月 J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）

2010年7月 J X 日鉱日石エネルギー株式会社（現 J X T G エネルギー株式会社）代表取締役副社長執行役員
 2010年7月 J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）取締役（非常勤）
 2012年6月 J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）代表取締役社長 社長執行役員
 2015年6月 同社相談役（2019年6月退任予定）
 2016年6月 国際石油開発帝石株式会社社外取締役（2019年6月退任予定）
 2016年6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役（現職）
 2017年6月 当社取締役（現職）

当社における地位及び担当

取締役（取締役会議長）
 指名委員（委員長）、報酬委員（委員長）

重要な兼職の状況

株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役

所有する当社株式の数

普通株式0株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は現在、J X T G ホールディングス株式会社の相談役を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題ありません。

候補者とした理由

同氏は、日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループである J X ホールディングス株式会社（現 J X T G ホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しております。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の実効性の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。



生年月日

1949年1月16日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

指名委員会出席状況

100% (18回/18回)

監査委員会出席状況

100% (16回/16回)

略歴

1971年4月 丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社
2001年6月 同社執行役員財務部長
2002年4月 同社執行役員広報・IR部長
2002年9月 同社執行役員 退任
2003年1月 アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社 入社
2004年7月 株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員
2005年7月 アーンストアンドヤング・トラザクシオン・アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役
2009年7月 同社代表取締役CEO
2010年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）マネージングディレクター グローバル・マーケティング本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長

2013年4月 同監査法人退職
2013年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長
2013年6月 三井住友信託銀行株式会社
監査役（～2015年6月退任）
2013年6月 当社監査役（～2017年6月退任）
2014年7月 ユニチカ株式会社社外取締役
（～2015年6月退任）
2015年6月 シャープ株式会社社外取締役
（～2016年6月退任）
2016年10月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役共同代表
株式会社明光商会社外取締役
（～2019年4月退任）
2017年1月 当社取締役（現職）
2017年6月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役会長（現職）
2018年12月

当社における地位及び担当

取締役

指名委員、監査委員（委員長）

重要な兼職の状況

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長

所有する当社株式の数

普通株式5,749株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は現在、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めていますが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はないことから、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、丸紅株式会社で元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

**生年月日**

1953年12月7日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

監査委員会出席状況

100% (16回/16回)

略歴

1976年4月 吉田会計事務所勤務
 1979年11月 昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所
 1983年3月 公認会計士登録
 2001年6月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY 新日本有限責任監査法人）代表社員
 2008年8月 同法人常務理事
 2012年8月 同法人常務理事退任、シニア・アドバイザー就任

2013年6月 同法人退職
 2013年7月 吉田公認会計士事務所開設（現職）
 2015年3月 日本精蝟株式会社社外監査役（現職）
 2015年6月 株式会社コスモスイニシア社外取締役（現職）
 2016年6月 当社監査役（～2017年6月退任）
 2017年6月 当社取締役（現職）

当社における地位及び担当

取締役
 監査委員

重要な兼職の状況

公認会計士
 日本精蝟株式会社社外監査役
 株式会社コスモスイニシア社外取締役

所有する当社株式の数

普通株式0株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は現在、公認会計士として吉田公認会計士事務所を開設していますが、同事務所と当社及び当グループ会社との顧問契約はなく、また取引もないことから、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。2016年6月から1年間当社社外監査役、2017年6月以降当社社外取締役を務めておりますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいており、今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

14

かわもとひろこ
河本宏子

社外取締役在任期間：2年

再任

社外取締役(独立役員)



生年月日

1957年2月13日生

取締役会出席状況

100% (15回/15回)

監査委員会出席状況

100% (16回/16回)

略歴

1979年7月 全日本空輸株式会社入社
2009年4月 同社執行役員客室本部長
2010年4月 同社上席執行役員客室本部長
2012年11月 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長
2013年4月 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長
2014年4月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長
2015年4月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括
2016年1月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長

2016年4月 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長(～2017年3月退任)
2016年6月 三井住友信託銀行株式会社取締役(～2017年6月退任)
2017年4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長(現職)
2017年6月 株式会社ルネサンス社外取締役(現職)
2017年6月 当社取締役(現職)

当社における地位及び担当

取締役
監査委員

重要な兼職の状況

株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長
株式会社ルネサンス社外取締役

所有する当社株式の数

普通株式1,700株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、同氏は、2017年3月まで全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員を務め、現在は株式会社ANA総合研究所の代表取締役副社長を務めていますが、両社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に問題はありません。

候補者とした理由

同氏は、全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務めています。在任中は、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。



生年月日

1949年6月26日生

略歴

1975年4月 東京地方検察庁検事
 2010年5月 法務総合研究所長
 2010年10月 福岡高等検察庁検事長
 2012年10月 弁護士登録
 2013年4月 法政大学法科大学院兼任教授
 (～2017年3月退任)
 2013年6月 住友化学株式会社社外監査役(現職)

2014年6月 株式会社ユー・エス・エス社外取締役(～2018年6月退任)
 2015年6月 株式会社ノジマ社外取締役(～2017年6月退任)
 2016年6月 三井住友信託銀行株式会社監査役(2019年6月退任予定)

当社における地位及び担当

—

重要な兼職の状況

住友化学株式会社社外監査役

所有する当社株式の数

普通株式0株

独立役員の届出

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社が定める「独立役員に係る独立性判断基準」を充足しており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

候補者とした理由

同氏は、福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しております。また三井住友信託銀行株式会社の監査役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者との責任限定契約について

- (1) 当社は、鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志及び河本宏子の各氏との間で、各氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏が取締役役に選任された場合、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役候補者である麻生光洋氏が取締役役に選任された場合、当社は同氏との間で、同氏が会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考③)

独立役員に係る独立性判断基準

1. 以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。

- ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
- ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者
- ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者
- ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者
- ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者
- ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者
- ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近３事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
- ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であった者

- ⑨ 最近３年間に於いて、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
- ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であつて、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人等の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であつた者
- ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間に於いて業務執行者であつた者
- ⑫ 当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
- ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族又は同居の親族）である者

2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められるものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

取引先	当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去３事業年度の平均年間連結総売上高の２％未満であること 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の２％未満であること
寄付金等	受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円未満であること 受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30％のいずれか大きい金額未満であること

第 8 期 (2018年4月 1 日から
2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

三井住友トラスト・グループ（以下、「当グループ」といいます。）は、銀行持株会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、銀行、資産運用・資産管理、不動産業務関連など様々なグループ会社を有しており、これらが統一されたグループ経営戦略に基づき、中核となる三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）を中心に、多様な事業を行っております。

当社の連結される子会社及び子法人等は61社、持分法適用の関連法人等は30社であります。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

【金融経済環境】

当連結会計年度の経済環境は、期前半と期後半で大きく変化しました。

海外景気は回復が続いていましたが、米国と中国との間の貿易摩擦問題の拡大、英国の欧州連合（EU）離脱の交渉遅延など、政治・地政学的リスクに対する懸念が高まり、期後半以降、欧州や中国経済が減速に転じました。

国内では企業収益が高水準を維持するもとで雇用情勢の改善が続き、景気は緩やかな回復が続きましたが、海外景気の変調を主因に輸出と生産が鈍化し急速に減速感が強まりました。国内金融市場では、米国景気の拡大に伴って株価と金利が上昇し、円安が進行していましたが、10月以降は株価と金利は低下、為替レートは円高に転じました。2019年に入って株価は回復し、期末の日経平均株価は21,000円を上回った一方、金利低下の流れは続き、10年国債利回りはマイナスで期末を迎えました。

【事業の経過】

このような経済・金融環境の下、当グループは、中期経営計画「The Trust Bankへの進化『第2の創業』」の2年目として、以下の4つの重点施策を着実に進めてまいりました。

(4つの重点施策)

1. トータルソリューション営業モデルの進化
2. 新事業・新業務の創出
3. デジタル戦略の加速
4. 人材育成の強化

1. トータルソリューション営業モデルの進化

当グループは、経済・金融環境の転換期の中で、お客さまの悩みや課題を真っ先に相談いただける、「ベストパートナー」として選ばれる金融グループを目指し、多様化・高度化するお客さまの様々なニーズへの対応力を高める取り組みを進めてまいりました。

個人のお客さまには、本格的な人生100年時代の到来を前に、三井住友信託銀行において、幅広い世代に価値ある商品・サービスを適切なタイミングで提供すべく、ライフステージの変化に応じて保障機能の組み替えが可能な新たな保険商品の取り扱いを開始するとともに、費用を抑え、比較的シンプルな相続対策に対応した「スマートゆいごん」を導入する等の取り組みを進めました。また、主力商品の1つである住宅ローンも伸張し、貸出残高は前年度末比約3,000億円増加の9兆1,000億円となりました。

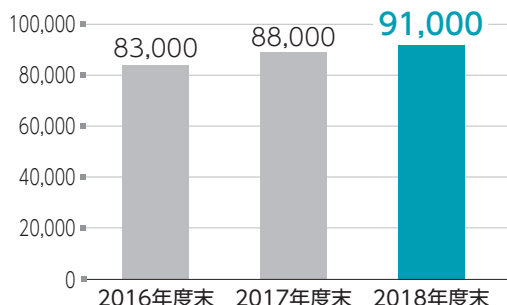
ダイナースブランドを提供する三井住友トラストクラブ株式会社においては、クレジットカード会員のお客さまに、旅行・グルメ・会員限定イベント等の、人生を豊かにする多彩なサービスの提供に注力しました。三井住友トラスト不動産株式会社においては、三井住友信託銀行との連携や外部提携業者とのネットワークを活用した情報力の強化により、住宅仲介の取引件数を伸ばしました。更に、住信SBIネット銀行株式会社においては、AI審査モデル等の先進的テクノロジーを駆使した各種ローンの提供に努めるとともに、グループ体での資産運用・資産管理ビジネスを強化すべく、三井住友信託銀行との間での送金手数料の無料化や、口座開設の相互受付等を開始しました。

法人のお客さまには、貸出に加え、三井住友信託銀行の各事業が有する多様な機能を組み合わせ、コーポレートガバナンスの高度化や保有不動産、年金制度、更には福利厚生制度等の見直しをはじめとする、お客さまの経営課題に応じた幅広いソリューションを提供しました。また、事業承継に悩む中堅・中小企業の支援強化を目的に、株式会社経営承継支援との間で業務・資本提携契約を締結し、経営者のお客さまへの提案活動に努めました。これらに加え、環境・社会・経済に好影響を与える活動の支援を目的とした「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（資金使途を特定しない事業会社向け融資タイプ）」を世界で初めて取り扱う等、持続可能な社会の実現に向けた金融サービスの提供にも注力しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社においては、三井住友信託銀行と連携し、不動産リースの取り組みなどを強化するとともに、広範な事業基盤を活用した多様な金融機能の提供を通じて、リース取扱高の伸張を図りました。また、三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社においては、市況の変化に留意しつつ、独自のコンサルティング型の審査モデルを強みに、グループ各社と連携し、貸出残高を順調に伸ばしました。

住宅ローン貸出残高

(億円)



企業年金・公的年金や金融法人等のお客さまには、マイナス金利政策の長期化等に伴う運用難の中、三井住友信託銀行において、オルタナティブ資産への運用提案や外国債券の貸借取引等、資産運用・資産管理に関する様々なサービスを一元的に提供し、預り資産残高を拡大させました。また、確定拠出年金業務では、大型の運営管理機関業務の獲得に注力し、業界トップのシェアを維持しました。更に、銀行、信託、不動産等の当グループが持つ各機能を活用し、地域金融機関等のお客さまとのアライアンスを推進し、信託商品の提供の拡大などシナジーの発揮に注力しました。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下、「三井住友トラスト・アセットマネジメント」といいます。）は、2018年10月、資産運用ビジネスに関する独立性・透明性の向上と国民的ブランド力の構築を目指し、三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産規模で60兆円を超える運用会社として新たにスタートしました。日興アセットマネジメント株式会社（以下、「日興アセットマネジメント」といいます。）とともに、販売チャネルの拡充や人材育成の強化等を進め、グループ全体で更に付加価値の高い商品・サービスをお客さまに提供する体制を充実させました。

加えて、資産管理業務においては、同じく2018年10月、安定的かつ高品質なオペレーションを実現すべく、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（以下、「日本トラスティ・サービス信託銀行」といいます。）と株式会社みずほフィナンシャルグループの資産管理サービス信託銀行株式会社（以下、「資産管理サービス信託銀行」といいます。）との統合のために、中間持株会社であるJTCホールディングス株式会社を設立し、本邦の証券決済インフラを支え、お客さまのニーズに幅広くお応えする体制の整備を進めました。

2. 新事業・新業務の創出

当グループは、現下の金融業界を取り巻く様々な逆風を乗り越え、持続的な成長を実現するために、グループを挙げて将来の成長に向けた新たな事業・業務作りに取り組んでまいりました。具体的には、グループ内に未来志向のチャレンジを行う専担組織を設置した上で、新たなビジネスを創出するコンテストを開催し、将来に向けたポテンシャルの大きな4案件を選定し、事業化を進めることとしました。また、新たな知見・ノウハウの獲得や海外の成長を取り込みながらビジネスモデル変革を着実に進めるため、デジタル分野をはじめとする成長領域への投資を行いました。

3. デジタル戦略の加速

社会のデジタル化が急速に進展する中、当グループは、専業信託銀行グループならではの新規ビジネスの創出やお客さまの利便性向上、システム基盤の高度化等、幅広い分野でデジタル戦略を加速させてまいりました。

具体的には、スマートフォンを活用した議決権行使サービス「スマート行使」を開発し、2018年6月開催の株主総会からサービスの提供を開始するとともに、多機能型の新端末を配置し、ペーパーレス化やお客さまの相談スペースの拡大を実現した「信託型次世代店舗」のさががけとして、同年9月にコンサルプラザ調布を開設しました。

また、定型業務を人に代わって行うRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用し、これまでの営業店部での住宅ローン事務を10,000時間以上削減したほか、デジタル技術を取り入れた業務の効率化を進めるとともに、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を定めた「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定・公表し、経営主導によるデジタル化の推進体制の整備に努めました。

4. 人材育成の強化

当グループは、人材を競争力の最大の源泉と位置づけ、中堅・若手層を対象とする階層別の社内研修等の充実を通じ、社員の専門性・総合力・創造力の強化を図るとともに、女性の管理職登用の拡充等、多様な人材の活躍領域の拡大に取り組みました。その結果、経済産業省より、ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている法人として、三井住友信託銀行が「新・ダイバーシティ経営企業100選」を初めて受賞しました。

また、生産性向上と総労働時間の削減を両立させる「働き方改革」と「健康推進経営」を、当グループの持続的成長を実現するための重要課題と位置付け、これまでの在宅勤務やモバイルワークの推進、勤務時間インターバル運営等に加え、全拠点での禁煙化を実施し、経済産業省より、優良な健康経営を実践している法人として「健康経営優良法人～ホワイト500～」を2年連続で受賞しました。

上記に加え、当グループの経営インフラを強化する、以下の取り組みを推進してまいりました。

（フィデューシャリー・デューティーの高度化）

金融・経済環境の変化が加速する中、当グループは、全グループ・全事業に亘って、創業以来受け継いできたお客さま本位のサービスの提供に努め、フィデューシャリー・デューティーの更なる高度化を進めるため、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」に基づき、「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組状況と成果指標（KPI）」を公表しました。また、三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメントにおいては、リスクとリターンの関係性がわかりやすい成果指標等を定め、公表しました。当グループは、引き続き、金融業界における範となるべく、フィデューシャリー・デューティーの実践、更なる強化に努めてまいります。



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

(ESG経営の推進)

①コーポレートガバナンスの充実

当グループは、コーポレートガバナンスの更なる強化・充実を進めてきました。具体的には、三井住友トラスト・アセットマネジメントにおいて、2018年10月の新たなスタートに合わせ、国内最大規模の運用会社として相応しいガバナンスの高度化を図るため、「監査役設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行しました。また、三井住友信託銀行及び日興アセットマネジメントにおいても、業務執行の機動性の向上と監督機能を強化するため、2019年6月に「監査等委員会設置会社」への移行を予定しております。

②サステナビリティ推進活動

当グループでは、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たすべく、サステナビリティ活動を推進しました。具体的には、気候変動問題、自然資本（生物多様性問題）、環境不動産、サステナブル投資（ESG投資）、超高齢社会問題を5大テーマと位置付けて、商品・サービスの開発に注力しました。また、岡山県西栗倉村と共同で、森林信託導入基礎業務調査を行う等、信託を通じて地域創生へ貢献する取り組みも推進いたしました。

また、環境に配慮したプロジェクトを支援するための債券であるグリーンボンドを発行するとともに、国連環境計画・金融イニシアティブが提唱し、銀行業務を持続可能な開発目標（SDGs）等に即したものにすることを目的とした「責任銀行原則」に対し、邦銀で初めて支持を表明しました。

(財務基盤強化及び株主還元の強化に向けた取り組み)

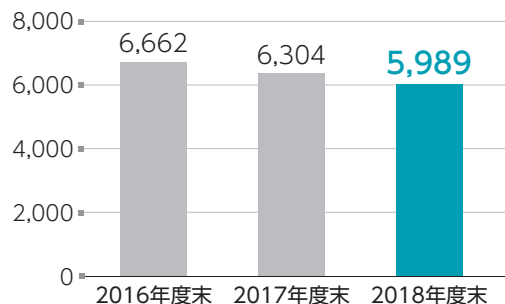
当グループは、財務基盤の更なる強化に取り組んでおり、与信管理について引き続き厳格な運営を徹底するとともに、出資時における投資先の評価態勢、及び出資後のモニタリング態勢の高度化に努めました。加えて、財務リスク軽減を目的とした政策保有株式の残高圧縮への取り組みを計画的に進めた結果、2018年度末の取得原価ベースの国内上場株式残高（当社・連結子会社合計）は、前年度末比315億円減少し、5,989億円となりました。

5大サステナビリティテーマ



政策保有株式

(億円)



株主還元方針につきましては、業績に応じた株主還元策として、連結配当性向30%程度を目標とする配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本効率改善効果を踏まえた自己株式取得等の実施により、還元の強化を行うこととしております。2018年度につきましては、1株当たり配当を前年度から10円増配の140円（配当性向30.5%）とすることとし、2018年5月～6月に実施した自己株式取得を含めた総還元性向は35.7%となりました。また、還元の更なる強化に向けて、2019年度には総還元性向40%程度への引き上げを目指します。

【事業の成果】

（当連結会計年度の業績）

当連結会計年度の実質業務純益は、国際部門資金利益の増加に加え、証券代行関連や資産運用子会社の手数料関連利益の増加等により前年度比116億円増益の2,822億円となりました。

経常利益は、与信関係費用が貸出先の債務者区分悪化に伴う新規費用発生により費用計上となる一方、政策保有株式削減の推進により株式等関係損益が増益となり、前年度比237億円増益の2,564億円となりました。

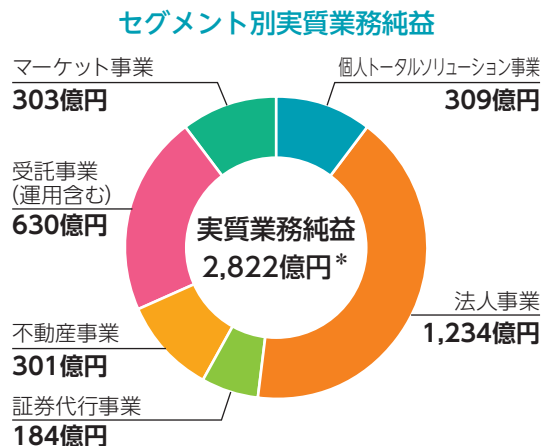
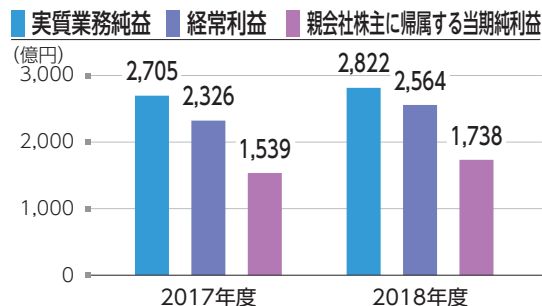
親会社株主に帰属する当期純利益は、子会社ののれん減損を特別損失に計上する一方、連結納税導入に伴う税効果影響もあり、前年度比199億円増益の1,738億円となりました。

（セグメントの状況）

当グループの企業活動の実態に即したより適切な経営情報の開示を行うため、当連結会計年度より、お客さまにご提供しているサービス別に報告セグメントを変更いたしました。

なお、変更後の報告セグメントは、個人トータルソリューション事業、法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）、証券代行事業、不動産事業、受託事業（運用含む）、マーケット事業の6事業となります。

当連結会計年度におけるセグメントごとの実質業務純益は、個人トータルソリューション事業が309億円（前年度比39億円増益）、法人事業が1,234億円（同67億円増益）、証券代行事業が184億円（同9億円増益）、不動産事業が301億円（同3億円増益）、受託事業（運用含む）が630億円（同38億円増益）、マーケット事業が303億円（同90億円減益）となりました。



* 6事業の実質業務純益合計に加え、報告セグメントに区分されない経営管理本部のコスト等の金額を含む

【対処すべき課題】

当グループは、2017年4月より、新たなグループガバナンス体制の下、「ビジネスモデル変革」「コーポレートガバナンス変革」「フィデューシャリー・デューティーの高度化」の三位一体改革を柱とした、グループ中期経営計画「第2の創業」に取り組んでまいりましたが、2019年度は、3ヶ年計画の最終年度となります。

中期経営計画は、これまでのところ概ね順調に進捗していると認識しておりますが、足許の業務環境が不透明さを増す中で、グループ一丸となって総仕上げに取り組むとともに、その先を見据え、新たな成長領域への挑戦を進めていく所存です。

1. 安定成長を支える収益力の強化

現在、グローバルベースでの過剰流動性や低金利の継続、業態の垣根を越えた競争激化等の構造要因により、金融セクター全般で、収益下押し圧力が増しております。

当グループでは、こうした環境下においても、持続的・安定的な成長を実現すべく、コンサルティング営業の品質を高め、お客さまからの評価と信頼を積み重ねながら、顧客基盤と預り資産残高を着実に拡大し、安定的な収益基盤の構築に取り組んでまいります。

また、高採算かつ当グループが強みを持つ分野への貸出資産の入替等を進めるとともに、調達コストの削減に努め、バランスシート全体での採算性向上を図ってまいります。

加えて、それぞれが独自の特徴を持つ三井住友トラスト・アセットマネジメントと日興アセットマネジメントを中心に、競争力ある運用商品の開発とラインアップの拡充、それらを支える人材ポートフォリオの充実を図り、当グループのお客さまに、多様な運用機会を提供してまいります。資産管理分野では、日本トラスティ・サービス信託銀行と資産管理サービス信託銀行との銀行統合の着実な推進により、当該業務のリーディンググループとしての地位を確固たるものとしてまいります。

更に、国内における持続的成長を実現する一方で、海外拠点網の一層の活用や外資系金融機関とのパートナー戦略等を進め、グローバルに拡大するお客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

2. 将来に向けた成長投資、成長領域の開拓

当グループは、経費効率の向上に注力しつつ、中長期的な視点に立ち、先進的なシステムをはじめとする将来の成長に向けた投資を積極的に進めてまいります。具体的には、社会のデジタル化が急速に進展する中、外部の技術やアイデアを取り入れ、お客さまの利便性向上や、当グループの生産性向上・業務効率化、及びマーケティング・コンサルティング等の品質向上に資する分野への投資を推進いたします。

また、昨今の社会・経済環境の変化により生じるお客さまのニーズを的確に捉え、新たなソリューションの創出を通じた成長領域の開拓にチャレンジしてまいります。具体的には、個人・法人を問わず、「人生100年時代」の到来等により生じる様々な悩みやニーズに対し、当社がグループ内に有する多様な機能を最大限に活用し、お客さまに安心と安全、更には、人生の豊かさを提供する商品・サービスを開発してまいります。

加えて、昨年度、初めて開催した未来志向のビジネスコンテストを今年度も継続して開催し、当グループ内に将来の成長につながる能動的なチャレンジ精神をしっかりと定着させてまいります。

3. 適切なリスクコントロールの実践

当グループは、経済・金融環境の不透明感が増す中、お客さまの投資マインドや市場の変化を想定した対応策を整備し、リスク顕在時においても業績への影響の最小化に努めるとともに、信用リスクをはじめとする各種のリスクの適切なマネージに取り組んでまいります。また、保有株式の計画的な削減を進め、財務基盤の強化に引き続き努めてまいります。

4. 競争力の源泉となる経営インフラの高度化

経営インフラの高度化としては、ビジネスモデル変革の加速を支えるガバナンス体制や人材の更なる強化に向け、以下の取り組みを進めてまいります。

中長期的な企業価値向上の観点から、三井住友信託銀行及び日興アセットマネジメントを監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の機動性向上や監査・監督機能の高度化を図るとともに、日興アセットマネジメントについては、当社の直接出資子会社化を行い、透明性の高い資産運用ビジネスの体制を構築してまいります。

フィデューシャリー・デューティーの徹底については、お客さまからの声を商品やサービスの改善につなげる運営を高度化し、お客さまの信頼と支持の維持・向上に努めてまいります。更に、グループ横断の経営管理機能の充実を通じて、グループ各社間での人材交流の活発化や、システム投資のコントロールの強化等、グループ全体最適の観点からの資源配分を行い、投資する領域と経費の削減・効率化を行う領域をより明確化した取り組みを進めてまいります。

また、当グループの競争力の源泉である人材については、引き続き、中堅・若手層に成長や活躍の場を積極的に提供するとともに、女性社員の積極登用や定年延長等の具体化を進め、多様な人材の育成と活躍領域の拡大の双方に注力してまいります。加えて、専門信託銀行グループとして、企業経営の重要なコアと位置付けるESGの取り組みについては、気候変動をはじめとするサステナビリティに関わる環境や社会の課題解決に向け、多面的な活動を推進し、持続可能な社会の構築と当グループの企業価値向上を目指してまいります。

コンプライアンス面では、国際的に厳格なマナー・ローンダリングやテロ資金供与の防止体制の構築が求められている中、適切な顧客管理態勢の構築に取り組んでまいります。

最後になりましたが、少子高齢化の進展をはじめとする社会の成熟化に伴い、お客さまの資産の運用・管理・承継に関する課題は益々複雑化し、お客さまのニーズを信託機能の活用等により総合的に解決できる当グループへの期待は一段と高まっているものと認識しております。

引き続き、当グループの多様な機能を駆使した「信託銀行グループらしい」「三井住友信託ならでは」の高品質のトータルソリューションの提供に努め、お客さまからベストパートナーとしてより一層の信頼と支持をいただくとともに、企業価値の増大を実現すべく、役員・社員一同、自信と自負を持って全力を尽くす所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益	11,989	12,612	13,509	14,679
経 常 利 益	2,780	1,963	2,326	2,564
親会社株主に帰属する当期純利益	1,669	1,214	1,539	1,738
包 括 利 益	593	1,553	2,316	939
純 資 産 額	27,045	27,916	28,723	27,303
総 資 産	582,299	654,537	683,567	570,291
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 433 30	円 銭 317 24	円 銭 403 91	円 銭 458 91

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営 業 収 益	599	582	573	1,231
受 取 配 当 額	547	547	555	1,218
銀行業を営む子会社	547	546	554	1,217
そ の 他 の 子 会 社	0	0	0	0
当 期 純 利 益	百万円 50,503	百万円 50,376	百万円 49,333	百万円 127,717
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 131 10	円 銭 131 59	円 銭 129 40	円 銭 337 06
総 資 産	18,241	19,681	20,765	22,034
銀行業を営む子会社株式等	15,220	15,220	14,860	13,965
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	86	86	82	510

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	個人ＴＳ事業	法人事業	証券代行事業	不動産事業	受託事業 (運用含む)	マーケット事業	その他
当年度末使用人数	5,810人	3,441人	574人	1,466人	2,604人	282人	3,715人
前年度末使用人数	5,979人	3,415人	584人	1,445人	3,578人	275人	3,416人

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。
2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。
3. 個人ＴＳ事業とは、個人トータルソリューション事業（個人のお客さまに対するサービス業務）を指します。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 三井住友信託銀行株式会社

・主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（東京都）、大阪本店営業部、横浜駅西口支店、神戸支店、名古屋営業部、千葉支店、浦和支店、ほか計148店
（前年度末 148店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、香港支店、上海支店
（前年度末 5店）

- (注) 1. 営業所数には、出張所を含んでおります。
2. 上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を4カ所（前年度末4カ所）設置しております。

ロ 主要な子会社及び子法人等

事業	主要な会社名	主要な営業所
個人トータルソリューション事業	三井住友トラスト保証株式会社	本社（東京都） 大阪支店
	三井住友トラストクラブ株式会社	本社（東京都） 沖縄営業所
法人事業	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	本社（東京都） 大阪支店
	三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社	本店（東京都） 大阪支店
不動産事業	三井住友トラスト不動産株式会社	本社（東京都）
受託事業 (運用含む)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
	日興アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）

ハ 三井住友信託銀行株式会社を所属銀行とする銀行代理業者

事業	名称	主たる営業所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
その他	住信ＳＢＩネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

会 社 名	金 額
三井住友信託銀行株式会社	30,080
三井住友トラスト総合サービス株式会社	1,771
そ の 他	10,563
合 計	42,415

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 投資額は、無形固定資産に係る投資額を含めて記載しております。
 3. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。
 4. 資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの設備投資の総額を記載しております。

ロ 重要な設備の新設等

(新設・改修等)

(単位：百万円)

会 社 名	内 容	金 額
三井住友信託銀行株式会社	コンサルプラザ調布の新設	147
	御成門ビルの新設	2,652
	ソフトウェアへの投資	20,571
三井住友トラスト総合サービス株式会社	三井住友信託銀行高槻支店入居ビルの取得	1,595

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 資産をセグメントごとに区分していないことから、会社ごとの重要な設備の新設・改修等の金額を記載しております。

(処分・除却等)

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

(連結される子会社及び子法人等)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立 年月日	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議 決権比率(%)	その他
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務 銀行業務	1925年 7月28日	342,037	100.00	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1986年 11月1日	2,000	100.00	—
株式会社三井住友トラスト 基礎研究所	東京都港区	調査研究業務 コンサルティング業務 投資助言業務	1988年 7月1日	300	100.00	—
株式会社投信・ 保険ビジネス総合研究所	東京都港区	調査研究業務 コンサルティング業務	2017年 12月1日	150	88.00	(注)5. を参照
シーエムティーエイチ プリファード キャピタル7 (ケイマン) リミテッド [CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited]	ケイマン諸島 グランドケイマン	金融業務	2008年 11月28日	41,600	100.00	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス 株式会社	東京都港区	金銭の貸付業務	1992年 1月22日	6,000	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト保証 株式会社	東京都港区	信用保証業務	1978年 7月10日	301	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト不動産 株式会社	東京都千代田区	不動産仲介業務	1986年 1月24日	300	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト不動産投 資顧問株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言業務	2005年 11月7日	300	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ ウェルスパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	コンサルティング業務	1989年 11月6日	155	100.00 (100.00)	—
三井住友トラストクラブ 株式会社	東京都中央区	クレジットカード業務	1977年 4月2日	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・カード 株式会社	東京都港区	クレジットカード業務	1983年 6月24日	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト総合サー ビス株式会社	東京都港区	不動産の賃貸・管理業務	1988年 4月2日	100	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ インベストメント 株式会社	東京都港区	有価証券投資業務	2000年 3月22日	100	100.00 (100.00)	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立 年月日	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議 決権比率(%)	その他
東京証券代行株式会社	東京都千代田区	証券代行業務	1962年 11月1日	50	100.00 (100.00)	—
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言業務	1959年 12月1日	17,363	91.93 (91.93)	—
日本証券代行株式会社	東京都中央区	証券代行業務	1950年 9月13日	500	85.10 (85.10)	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス 株式会社	東京都港区	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード業務	1967年 2月27日	25,584	84.89 (84.89)	—
泰国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited]	タイ王国バンコク都	銀行業務	2014年 7月7日	69,600 [20,000百万 タイバーツ]	100.00 (100.00)	—
三井住友トラスト・ アイルランド [Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited]	アイルランド共和国ダ ブリン市	信託業務	2004年 6月1日	9,447 [7,587万 ユーロ]	100.00 (100.00)	—
米国三井住友信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited]	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	銀行業務 信託業務	2002年 5月20日	6,213 [5,600万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
三井住友信託（香港） 有限公司 [Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited]	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1978年 7月4日	4,992 [4,500万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
ルクセンブルグ三井住友 信託銀行 [Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.]	ルクセンブルグ大公国 ホワルド	銀行業務 証券業務 信託業務	1985年 4月22日	3,328 [3,000万 米ドル]	100.00 (100.00)	—
三井住友トラストUK [Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited]	英国ロンドン市	信託業務	1986年 3月6日	258 [178万 英ポンド]	100.00 (100.00)	—

(持分法適用の関連法人等)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立 年月日	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の議 決権比率(%)	その他
JTCホールディングス 株式会社	東京都中央区	銀行持株会社	2018年 10月1日	500	33.33	(注)6. を参照
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	銀行業務 信託業務	2000年 6月20日	51,000	— (—) [100.00]	(注)6. を参照
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	銀行業務 信託業務	2001年 1月22日	50,000	— (—) [100.00]	(注)6. を参照
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	銀行業務	1986年 6月3日	31,000	50.00 (50.00)	—
カーディフ生命保険 株式会社	東京都渋谷区	生命保険業務	2017年 7月3日	20,600	20.00 (20.00)	(注)7. を参照
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	信託業務	1992年 9月25日	40,400 [2,453百万 中国元]	19.98 (19.98)	—
ミッドウエストレイルカー コーポレーション [Midwest Railcar Corporation]	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	リース業務	1998年 12月31日	52 [47万 米ドル]	— (—) [100.00]	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、当社決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、子会社及び子法人等による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)として表示しております。
5. 株式会社投信・保険ビジネス総合研究所は、2018年4月1日付で業務を開始したことから本表に記載しております。
6. 当社の連結子会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と株式会社みずほフィナンシャルグループの資産管理専門信託銀行の経営統合(共同株式移転)を受け、2018年10月1日付で、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社は、当社の持分法適用の関連法人等となりました。
7. 当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、2018年4月3日付でカーディフ生命保険株式会社の株式(20%)をBNPパリバ・カーディフから取得し、当社の持分法適用の関連法人等といたしました。
8. 子会社の重要な業務提携の概況は以下のとおりです。
[三井住友信託銀行株式会社]
- (1) 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATM等の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、並びに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。

- (2) 株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等においてATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (3) 株式会社セブン銀行と共同ATMに関する業務提携契約を締結し、ATM等による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。
- (4) 株式会社イオン銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (5) 株式会社きらぼし銀行と提携し、同行とのATM等の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- (6) 2019年3月末日現在、127の金融機関、事業会社及び一般財団法人と信託代理店*契約を締結し、お客さまに対して信託サービスを行っております。

※信託代理店は、信託業法に基づく信託契約代理店及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づく信託業務（併營業務）に係る代理店を総称したものです。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

グループの成長事業と位置づける資産運用ビジネスの強化を目的とし、三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を分割し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合いたしました。

2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

イ 取締役

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
大久保 哲 夫	取 締 役	指名委員、報酬委員	三井住友信託銀行株式会社取締役	
荒 海 次 郎	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
高 倉 透	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
橋 本 勝	取 締 役	指名委員、報酬委員	三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
北 村 邦太郎	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役会長 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役	
常 陰 均	取 締 役		三井住友信託銀行株式会社取締役会長	
八 木 康 行	取 締 役	監査委員		
三 澤 浩 司	取 締 役	監査委員		
篠 原 総 一	取 締 役 (社外取締役)	指名委員、報酬委員	京都学園大学（現 京都先端科学大学）学長	(注)4. を参照
鈴 木 武	取 締 役 (社外取締役)	指名委員、報酬委員、 リスク委員、利益相反管理委員	株式会社アイチコーポレーション社外取締役	
荒 木 幹 夫	取 締 役 (社外取締役)	指名委員、報酬委員、 リスク委員(委員長)	株式会社日本経済研究所取締役会長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外監査役	
松 下 功 夫	取 締 役 (社外取締役)	取締役会議長 指名委員(委員長)、 報酬委員(委員長)	J X T Gホールディングス株式会社相談役、 国際石油開発帝石株式会社社外取締役、株式 会社マツモトキヨシホールディングス社外取 締役	
齋 藤 進 一	取 締 役 (社外取締役)	指名委員、監査委員(委員長)	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長、株式会社明光 商会社外取締役	(注)5. を参照
吉 田 高 志	取 締 役 (社外取締役)	監査委員	公認会計士、日本精蠟株式会社社外監査役、 株式会社コスモスイニシア社外取締役	(注)6. を参照
河 本 宏 子	取 締 役 (社外取締役)	監査委員	株式会社ANA総合研究所代表取締役副社 長、株式会社ルネサンス社外取締役	

(注) 指名委員：指名委員会委員、報酬委員：報酬委員会委員、監査委員：監査委員会委員、リスク委員：リスク委員会委員、利益相反管理委員：利益相反管理委員会委員

1. 篠原総一、鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志及び河本宏子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 篠原総一、鈴木武、荒木幹夫、松下功夫、齋藤進一、吉田高志及び河本宏子の7氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として、それぞれ各取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査の実効性を確保するため、非執行の取締役である八木康行、三澤浩司の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
4. 2019年3月31日付で篠原総一氏は、京都学園大学（現 京都先端科学大学）学長を退任しております。
5. 齋藤進一氏は、総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2019年4月26日付で同氏は、株式会社明光商会社外取締役を退任しております。
6. 吉田高志氏は、公認会計士であり、長年大手監査法人に所属しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

□ 執行役

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職	その他
大久保 哲 夫	執行役社長 (代表執行役)		三井住友信託銀行株式会社取締役	
荒 海 次 郎	執行役専務 (代表執行役)	運用企画部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
高 倉 透	執行役専務 (代表執行役)	人事部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
白 山 昭 彦	執行役専務	業務部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	(注) を参照
越 村 好 晃	執行役専務	業務部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	(注) を参照
西 村 正	執行役専務	財務企画部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	(注) を参照
西 田 豊	執行役専務	リスク統括部、コンプライアンス統括部、法務部、フィデューシャリー・デューティー推進部、受託監理部	三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員	
能 勢 保 巳	執行役常務	業務管理部	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員、三井住友トラスト・システム&サービス株式会社取締役社長	(注) を参照
海 原 淳	執行役常務	総務部、取締役会室	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	(注) を参照
横 田 顕	執行役常務	人事部	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	(注) を参照
田 中 茂 樹	執行役常務	経営企画部、取締役会室	三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員	(注) を参照
佐 藤 仁	執行役常務	I R 部	三井住友信託銀行株式会社常務執行役員	
橋 本 勝	執行役		三井住友信託銀行株式会社取締役社長	
朝 日 清 満	執行役	内部監査部		

(注) 2019年3月31日付で白山昭彦、越村好晃及び西村正の3氏は執行役専務を、能勢保巳、横田顕及び田中茂樹の3氏は執行役常務を、それぞれ辞任しております。また、2019年4月1日付で海原淳氏が執行役専務に、井谷太及び大山一也の両氏が執行役常務に、上田純也氏が執行役に、それぞれ就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 支給人数・報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11名	241
執 行 役	13名	339
計	24名	581

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。
2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
3. 報酬等の額には、当該年度の費用として取締役に支給する賞与6百万円（うち、賞与引当金6百万円）、執行役に支給する賞与42百万円（うち、賞与引当金42百万円）が含まれております。また、取締役及び執行役に対して付与されたストック・オプション（新株予約権）の割当に係る費用として、それぞれ8百万円及び37百万円が含まれております。

ロ 役員報酬の決定に関する方針

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下の通りです。

- ・当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- ・短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- ・当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- ・報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

具体的な報酬体系は以下の通りです。

- ・原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの組み合わせで支給を行う。

- ・月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人業績報酬」の二本立てとする。
- ・月例報酬のうち「個人業績報酬」に関しては、個人ごとの評価により決定し、月例報酬に占める割合については、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
- ・役員賞与は、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として総額を決定する「会社業績連動賞与」と、役員個人ごとの前年度業績を反映する「個人業績連動賞与」の二本立てとする。なお、報酬全体に占める役員賞与の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。
- ・株式報酬型ストック・オプションは、役位ごとに決定する付与個数をベースに、役員個人ごとの業績評価等を反映して加減を行い、付与個数を決定する。報酬全体に占める株式報酬型ストック・オプションの割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率となるよう設計する。

当社における役員個人に対する業績評価の仕組みは以下の通りです。

- ・個人業績評価に関しては、当社執行役社長のほか、関係する役員により構成される業績評価会議において、報酬委員会に提示する役員個人の報酬額案を審議・決定している。
- ・対象者は、報酬委員会の決議対象となる当社の取締役・執行役のみならず、報告対象となる当社執行役員や主要な子会社の役員を含み、月例報酬にかかる個人業績報酬、及び役員賞与にかかる個人業績連動賞与を評価対象の報酬項目としている。
- ・個人業績報酬案に関しては、まず当グループの業績達成度を勘案した上で、役員個人ごとに、役割負担の大きさや人材育成面での貢献等の実績に加え、中長期的な業績貢献や能力の高さ等も考慮のうえ決定している。
- ・個人業績連動賞与案に関しては、まず当グループの業績達成度、取締役の賞与総額の推移、株主の皆さまへの配当状況、並びにコース社員（従業員）の賞与額等を勘案した上で、取締役の賞与総額を決定している。その上で取締役ごとの配分額案を決定し、さらに執行役・執行役員員の配分額案を決定している。なお、配分に際しては、役員ごとの業績達成度、役割負担の大きさ、活動状況等を考慮し、評価を行っている。

ハ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針 下記「ホ 役職ごとの報酬の決定に関する方針」をご参照ください。

二 業績連動報酬に係る指標（KPI）、その選定理由、支給額の決定方法

- ・役員賞与のうち、会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として、総額を決定する仕組みを導入しております。
- ・選定理由は、当事業年度の経営成績を示す連結実質業務純益と配当金額を決定する上で大きな要素となる連結当期純利益を指標とすることで、株主や投資家の皆さまのご理解が得られ

やすいと判断したこと等です。

- ・支給額は、連結実質業務純益の達成率と連結当期純利益の達成率を一定のウエイトで加重平均したものをベースに、前年度の支給実績等を勘案して、報酬委員会にて決定しております。

ホ 役職ごとの報酬の決定に関する方針

- ・執行役社長とそれ以外の業務執行を担う役員の報酬の決定に関する方針につきましては、「☐ 役員報酬の決定に関する方針」をご参照ください。
- ・執行役社長につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次の通り設定しており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議する建付けとしております。
 - 月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの構成割合については、概ね下記図表の通り。
 - 月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
 - 役員賞与のうち会社業績連動賞与は、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として、会社業績等を反映して都度決定する。なお、執行役社長に対する役員賞与は会社業績連動賞与のみとし、個人業績連動賞与は対象外とする。
 - 株式報酬型ストック・オプションの付与個数は、単年度業績、株価、その他経営環境等を反映して都度決定する。

社長	月例報酬のうち 固定報酬	月例報酬のうち 個人業績報酬	会社業績 連動賞与	株式報酬型 ストック・ オプション	合計
	40%程度	30%程度	15%程度	15%程度	100%
固定報酬（40%程度）		変動報酬（60%程度）			

- ・当社の業務執行を担う役員（執行役社長を除く）につきましては、標準報酬テーブルの構成割合や変動のレンジ幅を次の通り設定しており、当該テーブルを参考に、報酬委員会において個別報酬額を決議（取締役・執行役）あるいは報告（執行役員）する建付けとしております。
 - 月例報酬のうち固定報酬及び個人業績報酬、役員賞与のうち会社業績連動賞与及び個人業績連動賞与、株式報酬型ストック・オプションの構成割合については、概ね下記図表の通り。
 - 月例報酬のうち個人業績報酬は、標準額に対して70%～160%のレンジ幅とする。
 - 会社業績連動賞与に関しては、連結実質業務純益及び連結当期純利益を指標として、会

- 社業績等を反映して都度決定する。
- 個人業績連動賞与については、担当する業務の役割の大きさや業績達成率、活動状況等定量面及び定性面を勘案した評価に応じて決定する。
 - 三井住友信託銀行または三井住友トラスト・アセットマネジメントを兼務する役員に関しては、一定の兼任比率により報酬額を分割して支給する。

社長 以外	月例報酬のうち 固定報酬	月例報酬のうち 個人業績報酬	役員賞与	株式報酬型 ストック・ オプション	合計
	45%程度	30%程度	15%程度	10%程度	100%
	固定報酬（45%程度）		変動報酬（55%程度）		

- ・ 監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準を考慮して、報酬委員会において決定しております。
- ・ 社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 篠 原 総 一 鈴 木 武 荒 木 幹 夫 松 下 功 夫 齋 藤 進 一 吉 田 高 志 河 本 宏 子	当社は、左記社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の規定する最低責任限度額であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
篠 原 総 一	京都学園大学（現 京都先端科学大学）学長
鈴 木 武	株式会社アイチコーポレーション社外取締役
荒 木 幹 夫	株式会社日本経済研究所取締役会長、近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役、日本貨物鉄道株式会社社外監査役
松 下 功 夫	J X T Gホールディングス株式会社相談役、国際石油開発帝石株式会社社外取締役、株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役
齋 藤 進 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長、株式会社明光商会社外取締役
吉 田 高 志	公認会計士、日本精蠟株式会社社外監査役、株式会社コスモスイニシア社外取締役
河 本 宏 子	株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長、株式会社ルネサンス社外取締役

- (注) 1. 社外取締役が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 2019年3月31日付で篠原総一氏は、京都学園大学（現 京都先端科学大学）学長を退任しております。
3. 2019年4月26日付で齋藤進一氏は、株式会社明光商会社外取締役を退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査委員会への出席状況	取締役会及び監査委員会における発言その他の活動状況
篠 原 総 一	5年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席しております。	主に国際経済学及びマクロ経済学の専門的な視点から発言を行っております。
鈴 木 武	3年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席しております。	主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
荒 木 幹 夫	3年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席しております。	主に経験豊富な経済及び金融に係る視点から発言を行っております。
松 下 功 夫	1年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席しております。	主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
齋 藤 進 一	5年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された16回全ての監査委員会に出席しております。	主に経験豊富な経営者の視点、財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。
吉 田 高 志	2年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された16回全ての監査委員会に出席しております。	主に経験豊富な財務及び会計の専門家の視点から発言を行っております。
河 本 宏 子	1年9ヶ月	当事業年度に開催された15回全ての取締役会に出席し、また、当事業年度に開催された16回全ての監査委員会に出席しております。	主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、1ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2. 社外役員は、定期的に代表執行役との意見交換会に出席して意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	113	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数
(内訳)

890,000,000株

種類	発行可能株式総数 (株)	種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	850,000,000株	第3回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1
第1回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1
第2回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第1回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第3回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第2回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第4回第八種優先株式	10,000,000株 (注)1	第3回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第1回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第4回第十三種優先株式	10,000,000株 (注)2
第2回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第1回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第3回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第2回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第4回第九種優先株式	10,000,000株 (注)2	第3回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第1回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第4回第十四種優先株式	10,000,000株 (注)2
第2回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第1回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第3回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第2回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第4回第十種優先株式	20,000,000株 (注)3	第3回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第1回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十五種優先株式	20,000,000株 (注)3
第2回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第1回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第3回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第2回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第4回第十一種優先株式	10,000,000株 (注)1	第3回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第1回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1	第4回第十六種優先株式	20,000,000株 (注)3
第2回第十二種優先株式	10,000,000株 (注)1		

- (注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。
3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとする。

発行済株式の総数
(内訳)

普通株式

390,348,640株
390,348,640株

(2) 当年度末株主数

普通株式

59,530名
59,530名

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,369,000	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,130,200	5.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	11,013,500	2.90
JP MORGAN CHASE BANK 385151	7,902,823	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	7,605,200	2.00
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	6,924,800	1.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,394,335	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	5,706,300	1.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,209,003	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	5,073,500	1.34

(注) 持株比率は、自己株式（11,751,722株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査委員である取締役及び社外取締役を除く）、執行役及び執行役員、並びに当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	2011年 7月26日	286個	普通株式 28,600株	62,000円	4,000円	2013年7月26日から 2021年7月25日
第2回 新株予約権	2012年 7月18日	260個	普通株式 26,000株	34,000円	4,000円	2014年7月18日から 2022年7月17日
第3回 新株予約権	2013年 7月19日	398個	普通株式 39,800株	146,000円	5,190円	2015年7月19日から 2023年7月18日
第4回 新株予約権	2014年 8月1日	404個	普通株式 40,400株	424,000円	1円	2014年8月31日から 2044年7月31日
第5回 新株予約権	2015年 7月31日	327個	普通株式 32,700株	544,700円	1円	2015年8月31日から 2045年7月30日

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第6回 新株予約権	2016年 7月29日	510個	普通株式 51,000株	324,600円	1円	2016年8月31日から 2046年7月28日
第7回 新株予約権	2017年 7月28日	613個	普通株式 61,300株	387,000円	1円	2017年8月31日から 2047年7月27日
第8回 新株予約権	2018年 9月3日	690個	普通株式 69,000株	418,300円	1円	2018年9月30日から 2048年9月2日

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役及び執行役	
			保有人数	個数
第1回新株予約権	46個	普通株式 4,600株	11名	46個
第2回新株予約権	56個	普通株式 5,600株	12名	56個
第3回新株予約権	117個	普通株式 11,700株	16名	117個
第4回新株予約権	113個	普通株式 11,300株	16名	113個
第5回新株予約権	106個	普通株式 10,600株	17名	106個
第6回新株予約権	161個	普通株式 16,100株	16名	161個
第7回新株予約権	192個	普通株式 19,200株	16名	192個
第8回新株予約権	241個	普通株式 24,100株	16名	241個

(2) 事業年度中において使用人（執行役員）等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類及び数	使用人（執行役員）		子会社の会社役員及び 使用人（執行役員）	
			交付人数	個数	交付人数	個数
第8回新株予約権	449個	普通株式 44,900株	14名	130個	40名	319個

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人	119	①監査委員会は、会計監査人及び当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等を委託し対価を支払っております。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 倉 加奈子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤 澤 孝		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額で記載しております。また、非監査業務に係る報酬等の額72百万円を含んでおります。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記を含む）は759百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、監査委員会の判断で会計監査人を解任するとともに、法令に基づきその旨及び解任理由を株主総会に報告します。そのほか、当社は、必要があると判断する場合には、会社法その他の法令の定める手続きに従い、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

ロ 当社の重要な子会社及び子法人等の会計監査人の状況

当社の重要な子会社及び子法人等のうち、泰国三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アイランド、米国三井住友信託銀行、三井住友信託（香港）有限公司、ルクセンブルグ三井住友信託銀行、三井住友トラストUKは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当社の業務の適正を確保する体制について、取締役会において「内部統制基本方針」として決議した内容及びその決議した内容に沿って整備した体制に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について
（内部統制基本方針の内容） ・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（利益相反管理に関する体制を含む）を整備するため、次の施策を行う。 ①当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。 ②コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。 ③当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。 ④利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。 ⑤本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。 ⑥毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。併せてその進捗・達成状況を把握・評価する。 ⑦役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。 ⑧役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。 ⑨反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。 ⑩マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。
（運用状況）
当社は、取締役会の諮問機関としてリスク委員会、及び利益相反管理委員会を設置しており、当グループのコンプライアンスや顧客保護等管理態勢を実現させるための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、半期毎にリスク委員会を経て取締役会にて決議するとともに、進捗・達成状況の把握・評価を行い四半期毎に取締役会に報告しております。また、利益相反管理に関する重要事項について、利益相反管理委員会を経て取締役会に報告しております。併せて、当社は、子会社等のコンプライアンス・プログラムの策定を指導し、その進捗・達成状況を四半期毎に把握・評価して取締役会に報告しております。更に、グローバル規制やグローバル戦略を踏まえた当グループのグローバル・コンプライアンス態勢の高度化やコンプライアンス研修の実施等に取り組んでおります。また、FATF（Financial Action Task Force）の第4次対日相互審査が予定されていることも踏まえ、マネー・ローンダリング等防止に向けた全社的な対応態勢の高度化にも取り組んでおります。
リスク管理体制の整備について
（内部統制基本方針の内容） ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、次の施策を行う。 ①当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。

②リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。 ③本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。 ④当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。併せてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。 ⑤役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
(運用状況) 当社は、当グループのリスク管理に関する基本方針に基づきリスク管理計画を策定し、半期毎にリスク委員会を経て、取締役会にて決議するとともに、進捗・達成状況の把握・評価を行い、四半期毎に取締役会に報告しております。併せて、当社は、子会社等のリスク管理計画策定を指導し、その進捗・達成状況を四半期毎に把握・評価して取締役会に報告しております。更に、当社は、経営目標を実現するための適切なリスク管理を実践するため、リスクアパタイト・フレームワークを構築し、その運用状況を取締役会でモニタリングしております。また、当社は金融グループとしての公共性に鑑み、大規模災害の発生等の緊急事態に備えた業務継続プランの整備を進めております。
業務執行体制の整備について
(内部統制基本方針の内容) ・執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。 ①当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。 ②執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。 ③社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。
(運用状況) 当社は、業務執行に関する権限を取締役会から執行役へ委任しており、各執行役は職務の執行状況等を取締役会に報告しております。法令改正による規程類の制定・改廃については、コンプライアンス統括部が法令改正情報を定期的に各業務所管部へ提供し、適時適切に実施しております。
経営の透明性確保について
(内部統制基本方針の内容) ・経営の透明性を確保する体制を整備するため、次の施策を行う。 ①会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。 ②当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。 ③経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。
(運用状況) 当社は、当グループにおける会計に係る内部統制等についての不正または不適切な情報についての社内外からの通報窓口として会計ホットラインを設置しております。当社は、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価結果を定期的に取締役会に報告しており、当グループにおける経営関連情報については、金融商品取引法や証券取引所の定める有価証券上場規程、及び社内の規程類の定めにより、適切に情報開示を実施しております。

当グループ管理体制の整備について
(内部統制基本方針の内容) ・当グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。 ①当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。 ②当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。 ③子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。 ④当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
(運用状況) コンプライアンス統括部は、当グループ全体のコンプライアンスについて、グループ全体の方針に沿うべく当社のグループ各社の計画策定を指導するとともに、グループ全体の管理・運営状況をモニタリングし、必要に応じ適切な監督・指導を実施しております。リスク統括部は、当グループ全体のリスク管理について、グループ全体の方針に沿うべく当社のグループ各社の計画策定を指導するとともに、管理・運営状況をモニタリングし、必要に応じ適切な監督・指導を実施しております。また、経営企画部及び財務企画部は、当社のグループ各社から、定期的に取締役会議事録や業務執行状況、連結決算に必要な計数等の報告を受け、適切に指導・管理・監督を行っております。 2018年10月に実施した当グループの運用事業再編に伴い、グループガバナンス強化の観点で、当グループの運用子会社の経営管理態勢を高度化しております。
情報の保存・管理体制の整備について
(内部統制基本方針の内容) ・役員及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するため、次の施策を行う。 ①株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。 ②情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
(運用状況) 当社は、株主総会、取締役会及び経営会議について、それぞれ議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存しております。また、情報セキュリティリスク管理に関する具体的な実施計画を、半期毎に取締役会にて決議し、情報関連事故の発生状況や情報セキュリティリスク管理における課題と対応策等を、四半期毎に取締役会に報告しております。 また、2019年2月には、サイバーセキュリティに関するグループポリシーとして「サイバーセキュリティ経営宣言に関する規程」を定めております。
内部監査体制の整備について
(内部統制基本方針の内容) ・当グループのコンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価するための体制を整備するため、次の施策を行う。 ①業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。 ②当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。 ③内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。
(運用状況) 当社は、当グループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定し、半期毎に監査委員会の事前承認を受けて取締役会にて決議し、内部監査の結果等については、四半期毎に取締役会及び監査委員会に報告しております。また、グループ各社の内部監査計画についても半期毎に取締役会にて承認しております。更に、当グループにおける重点項目やテーマに基づき、グループ各社も含めた複数の部署を横断的に往査するテーマ監査を実施しております。

監査委員会監査に関する体制の整備について**(内部統制基本方針の内容)**

- ・ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、次の施策を行う。

①監査委員会の職務を補助すべき社員等

- ア. 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
- イ. 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。
- ウ. 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。
- エ. 執行役員は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

②監査委員会への報告体制

- ア. 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役員、執行役員及び社員は、以下の事項（子会社等に係るものを含む）について、監査委員会に報告する。
 - （ア）当社又は子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制や手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令又は定款違反や重大な不当行為等
 - （イ）コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容
 - （ウ）内部監査の実施状況及びその結果
 - （エ）業務執行の状況その他監査委員会が報告を求める事項
- イ. 子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記アに掲げる事項（但し、（ウ）を除く）について、当社の監査委員会に報告する。
- ウ. 監査委員会は、必要に応じ、上記ア又はイに掲げる事項について、上記ア又はイに掲げる者に対して報告を求めることができる。
- エ. 上記ア又はイに基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

③その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

- ア. 取締役、執行役員、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
- イ. 常勤の監査委員を選定する。
- ウ. 監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
- エ. 代表執行役員は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
- オ. 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。
- カ. 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。
- キ. 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合併会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるができる。
- ク. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

(運用状況)

当社は、監査委員会室の設置や監査委員会への報告体制等の整備を行っております。監査委員会は、社長、執行役員及び経営管理各部統括役員等を対象としたヒアリングや意見交換を実施しており、監査委員は、取締役会のほか、経営会議等監査委員会が必要と認める重要な会議に出席しております。加えて、監査委員会に、内部監査部統括役員が原則としてオブザーバー出席する等により内部監査部との情報交換・意見交換を図る等、監査委員会の活動が実効的に行われるために必要となる情報を適切に得ております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

1,396,515百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,203,492百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定される自己の株式の取得については、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

かかる自己の株式の取得については、当社の株主還元方針に基づき自己資本の状況等を総合的に判断した上で適切に対応してまいります。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	16,045,864	預 譲 渡 性 預 金	31,903,572
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	50,124	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	6,328,622
買 入 現 先 勘 定	158,734	売 現 先 勘 定	72,793
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	759,812	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,603,191
買 入 金 銭 債 権	1,082,650	特 定 取 引 負 債	104,767
特 定 取 引 資 産	454,978	借 用 金	258,771
金 銭 の 信 託	1,393	外 国 為 替 債	4,023,801
有 価 証 券	5,759,504	短 期 社 債	457
貸 出 金	29,025,720	信 託 勘 定 借 債	1,472,786
外 国 為 替 債	36,936	そ の 他 負 債	1,378,328
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	653,447	賞 与 引 当 金	5,408,009
そ の 他 資 産	2,023,664	役 員 賞 与 引 当 金	994,424
有 形 固 定 資 産	211,312	退 職 給 付 に 係 る 負 債	17,542
建 物	74,053	ポ イ ン ト 引 当 金	343
土 地	109,109	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14,008
リ ー ス 資 産	4,494	偶 発 損 失 引 当 金	18,282
建 設 仮 勘 定	244	繰 延 税 金 負 債	5,250
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	23,410	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,465
無 形 固 定 資 産	151,429	支 払 承 諾	130,479
ソ フ ト ウ ェ ア	83,108	負 債 の 部 合 計	2,847
の れ ン	60,092		557,007
リ ー ス 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,227	資 本 金	261,608
退 職 給 付 に 係 る 資 産	138,931	資 本 剰 余 金	645,003
繰 延 税 金 資 産	17,372	利 益 剰 余 金	1,387,592
支 払 承 諾 見 返	557,007	自 己 株	△51,222
貸 倒 引 当 金	△99,770	株 主 資 本 合 計	2,242,982
資 産 の 部 合 計	57,029,113	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	467,448
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△36,764
		土 地 再 評 価 差 額 金	△5,698
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,702
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△19,209
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	410,478
		新 株 予 約 権	1,062
		非 支 配 株 主 持 分	75,832
		純 資 産 の 部 合 計	2,730,356
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	57,029,113

連結損益計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
経	常	収	益	
信	託	報	酬	1,467,916
資	金	運	用	103,911
貸	出	金	利	507,007
有	価	証	券	360,348
コ	ル	ン	利	92,680
買	現	先	息	1,523
債	券	借	取	926
預	け	金	引	0
そ	の	他	受	43,140
役	務	取	入	8,387
特	定	取	等	402,867
そ	の	他	業	27,093
そ	の	他	務	356,927
償	却	債	常	70,108
そ	の	他	取	1,908
経	常	の	経	68,199
資	金	調	費	1,211,504
預	渡	金	利	371,845
コ	マ	ネ	預	128,792
売	現	先	金	81,292
債	券	借	取	2,213
借	用	金	引	35,615
短	期	社	支	2,636
社	債	債	払	15,740
そ	の	他	利	23,343
役	務	取	等	23,745
そ	の	他	業	58,465
営	の	業	務	97,755
所	の	他	経	249,652
貸	倒	引	常	431,151
そ	の	当	金	61,099
経	常	の	経	209
		利	常	60,890
			費	256,411
			益	

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		1,518
固 定 資 産 処 分	1,518	
特 別 損 失		16,589
固 定 資 産 処 分 損 失	802	
減 損 損 失	15,786	
税金等調整前当期純利益		241,340
法人税、住民税及び事業税	67,714	
法人税等調整額	△7,114	
法人税等合計		60,599
当期純利益		180,741
非支配株主に帰属する当期純利益		6,851
親会社株主に帰属する当期純利益		173,889

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	261,608	645,016	1,263,415	△ 42,224	2,127,816
当期変動額					
剰余金の配当			△49,343		△49,343
親会社株主に帰属する 当期純利益			173,889		173,889
自己株式の取得				△9,033	△9,033
自己株式の処分		△0		35	35
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△17			△17
連結子会社株式の売却 による持分の増減		4			4
土地再評価差額金の取崩			△369		△369
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△13	124,176	△8,998	115,165
当期末残高	261,608	645,003	1,387,592	△51,222	2,242,982

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計
当期首残高	516,663	△22,746	△6,067	4,281	4,720	496,851
当期変動額						
剰余金の配当						
親会社株主に帰属する 当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
連結子会社株式の取得 による持分の増減						
連結子会社株式の売却 による持分の増減						
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△49,214	△14,017	369	421	△23,930	△86,372
当期変動額合計	△49,214	△14,017	369	421	△23,930	△86,372
当期末残高	467,448	△36,764	△5,698	4,702	△19,209	410,478

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	799	246,858	2,872,325
当期変動額			
剰余金の配当			△49,343
親会社株主に帰属する 当期純利益			173,889
自己株式の取得			△9,033
自己株式の処分			35
連結子会社株式の取得 による持分の増減			△17
連結子会社株式の売却 による持分の増減			4
土地再評価差額金の取崩			△369
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	262	△171,025	△257,135
当期変動額合計	262	△171,025	△141,969
当期末残高	1,062	75,832	2,730,356

第8期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	133,676	流 動 負 債	3,161
現 金 及 び 預 金	2,110	未 払 費 用	2,803
有 価 証 券	100,000	未 払 法 人 税 等	4
前 払 費 用	183	賞 与 引 当 金	174
未 収 還 付 法 人 税 等	28,924	役 員 賞 与 引 当 金	49
そ の 他	2,457	そ の 他	129
固 定 資 産	2,069,816	固 定 負 債	651,610
有 形 固 定 資 産	0	社	債
工 具、器 具 及 び 備 品	0	長 期 借 入 金	641,600
無 形 固 定 資 産	0	そ の 他	10,000
ソ フ ト ウ エ ア	0	そ の 他	10
投 資 そ の 他 の 資 産	2,069,815	負 債 合 計	654,771
投 資 有 価 証 券	652	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	1,447,538	株 主 資 本	1,547,658
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	610,000	資 本 金	261,608
繰 延 税 金 資 産	11,530	資 本 剰 余 金	1,041,473
そ の 他	94	資 本 準 備 金	702,933
		そ の 他 資 本 剰 余 金	338,540
		利 益 剰 余 金	295,798
		そ の 他 利 益 剰 余 金	295,798
		繰 越 利 益 剰 余 金	295,798
		自 己 株 式	△51,222
		新 株 予 約 権	1,062
		純 資 産 合 計	1,548,721
資 産 合 計	2,203,492	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,203,492

第8期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	123,149
関 係 会 社 受 取 配 当 金	121,832
関 係 会 社 受 入 手 数 料	1,317
営 業 費 用	3,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,341
営 業 利 益	119,808
営 業 外 収 益	7,709
受 取 利 息	7,628
有 価 証 券 利 息	0
受 取 手 数 料	28
そ の 他	52
営 業 外 費 用	11,327
支 払 利 息	76
社 債 利 息	10,275
そ の 他	974
経 常 利 益	116,190
税 引 前 当 期 純 利 益	116,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	△11,530
法 人 税 等 合 計	△11,526
当 期 純 利 益	127,717

第8期（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△0	△0
当期末残高	261,608	702,933	338,540	1,041,473

（単位：百万円）

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰 越 利 益 剰 余 金					
当期首残高	217,424	217,424	△42,224	1,478,282	799	1,479,082
当期変動額						
剰余金の配当	△49,343	△49,343		△49,343		△49,343
当期純利益	127,717	127,717		127,717		127,717
自己株式の取得			△9,033	△9,033		△9,033
自己株式の処分			35	35		35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					262	262
当期変動額合計	78,374	78,374	△8,998	69,375	262	69,638
当期末残高	295,798	295,798	△51,222	1,547,658	1,062	1,548,721

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 俊 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 澤 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 俊 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 澤 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関して取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査担当部署を活用しつつ、会社の内部統制担当部署と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役並びに監査等委員会及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 齋藤進一 ㊤

監査委員 八木康行 ㊤

監査委員 三澤浩司 ㊤

監査委員 吉田高志 ㊤

監査委員 河本宏子 ㊤

(注) 監査委員齋藤進一、吉田高志及び河本宏子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
「三井住友信託銀行本店ビル」

◆ 交通のご案内

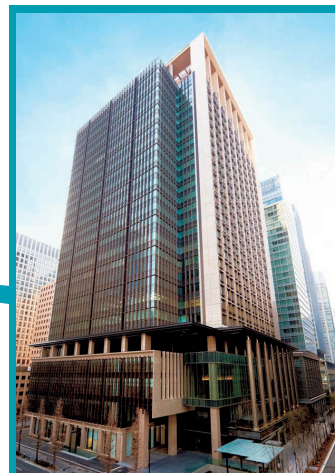


JR線
東京駅 丸の内北口 から徒歩6分



スマートフォンやタブレット端末から
上記の「QRコード®」を読み取ると
Googleマップにアクセスいただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの
登録商標です。



三井住友信託銀行
本店ビル
(丸の内内楽ビルディング)

※開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
※来場記念品の配布は予定しておりません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。